

亜細亜大学語学大賞報奨金規程

(目的)

第1条 この規程は、グローバル人材育成を推進し、学修成果の可視化を図るとともに、大学教育の質保証及び学生の成長を支援することを目的とした「亜細亜大学語学大賞報奨金」(以下「語学大賞」という。)について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 語学大賞の対象は、学部学生とする。

(報奨の種類・内容・基準)

第3条 語学大賞の報奨種類及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 亜細亜大学語学大賞 賞状及び報奨金 100,000 円
- (2) 優秀賞 賞状及び報奨金 50,000 円
- (3) 潜在力賞 賞状及び報奨金 10,000 円

2 語学大賞の報奨基準(語学の種類、対象試験及び基準等)については、別に定める。

3 語学大賞の報奨基準(語学の種類、対象試験及び基準等)の変更については、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

(申請方法)

第4条 受賞を希望する者は、所定の申請書とともに、報奨基準に達することを証明する書類(証明書原本)を学生生活課に提出する。ただし、同語学基準の賞を対象とした報奨の申請は1回限りとする。

(報奨の決定)

第5条 報奨の決定は、学生生活課において提出書類の確認を行い、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

(対象期間)

第6条 語学大賞の報奨対象期間は、前年度2月から当該年度1月までとする。ただし、申請までに証明書の発行が間に合わなかった場合は、次年度の対象とする。

(報奨時期)

第7条 語学大賞の報奨時期は、原則、当該年度の2月とする。ただし、被報奨者の都合によって報奨時期を変更することができる。

(所管)

第8条 この規程の事務所管は、学生センター学生生活課とする。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。